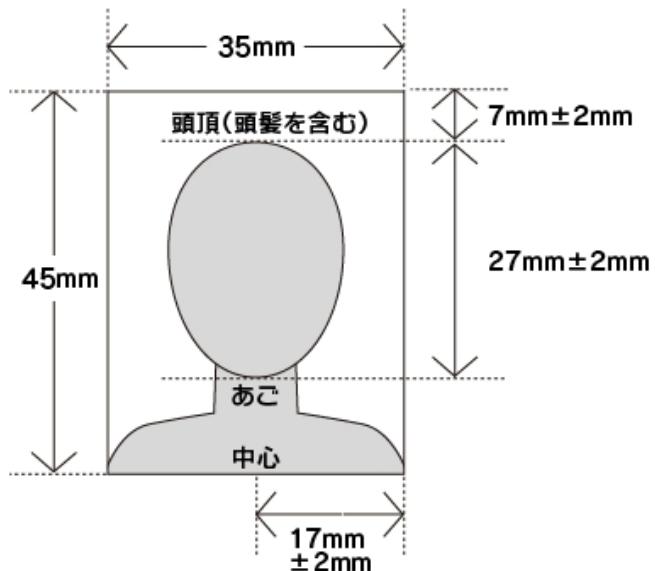


<証明写真規定>

- 申請者の本人のみが撮影されたもの
- 提出日前 **6ヶ月以内**に撮影されたもの
- 縦**45mm**×横**35mm**（縁なし）で、右図の各サイズを満たしたもの
- 顔正面、無帽、無背景のもの
(白色単色、青色単色等の背景)
- 白黒・カラーいずれも可
- 旧免許証と同じ写真不可
- 証明写真機又は写真屋等で撮影したもの
(デジカメ等を利用し、お客様がPC等で加工・プリントしたものは不可)



【その他注意事項】

小型船舶免許にはパスポート同様の法的書類として厳密な写真規定がございます。上記に加え下記に挙げているような写真は、国土交通省の審査を通らず、最悪撮り直しをお願いすることがありますので、必ず遵守していただきますようお願い申し上げます。

- 鮮明かつ焦点があつっていないもの
- 明るさやコントラストが適切でないもの
- 影があるもの
- 眼鏡のレンズに光が反射しているもの
- 変色しているもの、傷や汚れ等があるもの
- サングラス、マスクや前髪等で、顔がはっきり確認できないもの
- ヘアバンドなどで頭髪を覆っているもの
- 平常の顔貌と著しく異なるもの
(例えば、口を開き歯が必要以上に見えているもの)